

兵庫県公報

令和4年4月8日 金曜日 第300号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 保安林の指定解除（治山課）	3
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	10
○ 土地区画整理組合の設立認可（都市計画課）	11
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	11
公 告	
○ 私立幼稚園の廃止認可（教育課）	11
○ 私立専修学校の廃止認可（同）	12
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	12
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	14
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	15

告 示

兵庫県告示第464号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 (1) 調査を行った者の名称

- 洲本市
- (2) 調査を行った期間
平成27年7月から平成30年3月まで
- (3) 成果の名称
洲本市五色町広石下の一部（広石下5-1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
洲本市五色町広石下の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成28年10月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市有年原の一部③地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市有年原の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市有年横尾の一部⑧地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市有年横尾の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和3年9月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市東有年の一部③地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市東有年の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
赤穂市
- (2) 調査を行った期間
令和2年10月から令和3年9月まで
- (3) 成果の名称
赤穂市西有年の一部①地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
赤穂市西有年の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 6 (1) 調査を行った者の名称

- 南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和元年5月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市湊2（湊の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市湊の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和元年7月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市津井6（津井の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市津井の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和2年1月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市榎列下幡多（榎列下幡多の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市榎列下幡多の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間
平成10年11月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
多可町（中区中安田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
多可郡多可町中区中安田の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月28日



兵庫県告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
姫路市白浜町字戎新浜丙606の2
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）
- 2 作業期間
令和4年4月26日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、市川町、福崎町、神河町、上郡町及び佐用町



兵庫県告示第469号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和4年3月1日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
朝来市生野町円山地内



兵庫県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年3月18日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
尼崎市常光寺一丁目地内



兵庫県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年3月18日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
西宮市大屋町地内



兵庫県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（三次元データ計測）
- 2 作業期間
令和3年10月15日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市、西宮市、丹波市及び宍粟市の各一部

~~~~~  
**兵庫県告示第474号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月1日から令和4年1月21日まで
- 3 作業地域  
尼崎市昭和通一丁目及び二丁目地内

~~~~~  
兵庫県告示第475号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、法務省神戸地方務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
令和3年11月1日から令和4年2月24日まで
- 3 作業地域
神戸市東灘区魚崎北町五丁目から八丁目までの全域

~~~~~  
**兵庫県告示第476号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、法務省神戸地方務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
令和3年11月4日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
三木市志染町中自由が丘二丁目全域

~~~~~  
兵庫県告示第477号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量（地図情報レベル500）及び数値地形図データ作成（地図情報レベル500））
- 2 作業期間
令和3年8月20日から令和4年3月15日まで
- 3 作業地域
西宮市及び芦屋市の各一部



兵庫県告示第478号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、仮BM設置測量、縦断測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年12月20日から令和4年2月14日まで
- 3 作業地域
上郡町中野地内



兵庫県告示第479号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年9月17日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
丹波篠山市八上内地内



兵庫県告示第480号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年5月31日から令和4年3月16日まで
- 3 作業地域
丹波市春日町池尾、同町多田及び市島町東勅使地内



兵庫県告示第481号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年11月17日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市甲風園三丁目地内

~~~~~  
**兵庫県告示第482号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（街区多角点及び4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年1月31日から同年3月16日まで
- 3 作業地域  
西宮市菊谷町地内

~~~~~  
兵庫県告示第483号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月15日まで
- 3 作業地域
伊丹市全域

~~~~~  
**兵庫県告示第484号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
令和3年11月8日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域  
豊岡市弥栄町、日撫及び加陽ほか

~~~~~  
兵庫県告示第485号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年6月16日から令和4年3月9日まで
- 3 作業地域
加西市の一部



兵庫県告示第486号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（座標変換）
- 2 作業期間
令和3年7月7日から令和4年3月14日まで
- 3 作業地域
養父市八鹿町朝倉、八鹿町米里、八鹿町高柳、森、三谷、船谷、畑、新津、玉見、上野、養父市場、堀畑、大屋町加保、大屋町笠谷、大屋町大杉、大屋町蔵垣、関宮、葛畑、別宮及び外野



兵庫県告示第487号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、多可町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和3年10月8日から令和4年3月17日まで
- 3 作業地域
多可町全域



兵庫県告示第488号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐用町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図作成（地図情報レベル2500及び地図情報レベル10000））
- 2 作業期間
令和3年6月1日から令和4年3月10日まで
- 3 作業地域
佐用町全域



兵庫県告示第489号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年7月7日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域

神戸市北区有野台一丁目地内



兵庫県告示第490号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年7月7日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区有野台五丁目地内



兵庫県告示第491号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年8月16日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区北五葉及び鈴蘭台西町地内



兵庫県告示第492号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画道路事業
 - 3.6.634号 塚口線
 - 3.6.636号 南塚口線
 - 7.7.705号 南塚口2号線
 - 7.6.706号 南塚口3号線
 - 7.6.715号 南塚口12号線
- 3 事業施行期間
令和4年4月8日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
尼崎市南塚口町1丁目、2丁目、3丁目、5丁目及び6丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第493号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、稲美町菊徳土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称
稲美町菊徳土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和4年4月8日から令和10年3月31日まで
- 3 施行地区
加古郡稲美町中村字八反坪、字菊及び字徳の各一部
- 4 事務所の所在地
加古郡稲美町国岡1丁目1番地（加古郡稲美町役場内）
- 5 設立認可の年月日
令和4年3月28日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
事務所の掲示場に掲示して行う。



兵庫県告示第494号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03但馬位置 0004号	4.3.25	朝来市和田山町枚田字ジョウノコシ 763番1の一部	6.00	95.607

公 告

私立幼稚園の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、次のとおり私立幼稚園の廃止を令和4年3月16日に認可した。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	位置	設置者	廃止年月日
常性幼稚園	尼崎市西難波町1丁目28番20号	学校法人常性幼稚園	令和4年3月16日
まこと幼稚園	同 市大庄西町1丁目19番15号	宗教法人源光寺	同
聖ミカエル兵庫幼稚園	神戸市兵庫区吉田町1丁目1番1号	学校法人聖ミカエル 兵庫幼稚園	令和4年3月31日

私立専修学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を令和4年3月16日に認可した。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	位置	設置者	廃止年月日
兵庫栄養調理製菓専門学校	西宮市北昭和町9番32号	学校法人兵庫栄養専門学校	令和4年3月31日

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ア	豊岡市出石町弘原字元七軒町71番2	266.41	宅地	4,795	480
イ	朝来市八代字中山11番1	570.35	宅地	5,361	537
ウ	洲本市由良3丁目1438番17	425.87	宅地	9,752	976

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
 - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとするところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
 - (11) 日本語を完全に理解できない者
 - (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定める官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
 - (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
- (1) 仮申込み
一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。
 - (2) 申込手続
一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県総務部職員局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。
 - (3) 受付期間
令和4年4月4日（月）から同月20日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
郵送等の場合は、令和4年4月20日（水）消印有効とする。
- 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551
- 5 入札期間、場所及び開札日時
- (1) 入札期間
令和4年5月9日（月）午後1時から同月16日（月）午後1時まで
 - (2) 入札場所
公有財産売却システム上
 - (3) 開札日時
令和4年5月16日（月）午後1時経過後直ちに行う。
- 6 入札方法
公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない。）。
なお、この登録は1回に限り行うことができる。
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先
 兵庫県総務部職員局管財課財産管理班
 電話 (078) 341-7711 内線2550・2551



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年4月8日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 兵庫県税務システム修正開発業務委託(4) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 兵庫県財政部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 令和4年3月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
 日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 104,049,110円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約をした理由
 政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 仮称ファッションセンターしまむら太子店
 所在地 揖保郡太子町東南宇小山643番1、他8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	鈴木 誠
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社しまむら	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	鈴木 誠
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和4年11月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,369.2平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (1) 駐車場の収容台数

- 52台
- (2) 駐輪場の収容台数
14台
- (3) 荷さばき施設の面積
20平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
16.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後8時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和4年3月7日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和4年4月8日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和4年8月8日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市荒井町小松原四丁目1005番、1006番、1008番、1130番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市中央区江戸町104番地
ジオプランナーズ株式会社 代表取締役 橋本賢良
- 3 許可年月日及び許可番号
令和3年12月7日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-25号（3高砂）